



1. 河川行政法規

(1) 総説

水は、生活の維持上不可欠な要素の一つであり、その供給源の主要なものである河川は、社会経済活動の発展成長にきわめて密接な関係を持っている。反面、河川は豪雨により洪水を生じ、はんらんによる破壊力は流域社会に大きな災害をもたらしている。

また、河川は、流域で維持される社会経済生活から生ずる廃水の排水路としても重要であり、このため、近時河川の清潔の保持が重要な課題となってきている。

さらにまた、緑地の不足する最近の都市生活においては、河川は広大な公共空地を提供し、一般国民の生活のレクリエーションの場として利用され、この面でも、新たに重要な役割を果しつつある。

このほか、河川に堆積する土砂は、最近における国土建設の骨材資源として重視されており、国全体の骨材需給の中心的役割を果している。また、河川行政は、河川について、われわれ国民が有している社会的利害を調整し、ある面において、積極的に利用を助長し、ある面において利用を制限して、河川の有する社会的効用を積極的に拡大せしめる作用である。

河川法（昭和39年法第167号）は、河川法の適用される河川の範囲、河川の管理責任体系、河川の管理、河川管理に要する費用、河川行政の監督等を定めている。河川法は、河川行政の基本法であり、これを一般法として、種々の分野にわたり、種々の関係法令が定められている。

(2) 河川法のしくみ

a) 河川法の適用範囲

河川法では、河川は公共の水流および水面をいうものとされているが、水流または水面とは、流水とその敷地

* 建設省河川局水政課 課長補佐

との統合体をいい、公共の用に供される川・湖・沼等の自然の水流、また水面ならびに放水路・排水調節池等の人工の水流および水面を総称して河川ということになる。

河川法では、河川を一級河川・二級河川および準用河川に分類している。一級河川は、国土保全上または国民経済上重要な水系で、政令で指定したものにかかわる河川のうちから、さらに政令で指定される。二級河川は、一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で、都道府県知事が指定したものである。準用河川は一級河川の水系または二級河川の水系以外の水系にかかわる河川で、市町村長が指定したものである。これら以外の河川は、普通河川という。

b) 河川の管理

公物は、公の目的に供用されるものであるから、公物の管理は私物の場合と異なり、単に物を財産的価値の客体として行なうものではなく、公物本来の目的を達成させるためにする管理であるといわれている。河川は国の公物であり、公物主体としての国が管理するのが原則である。この意味において河川の管理は国の事務である。

河川法では、一級河川の管理は建設大臣、二級河川の管理は都道府県知事が行なうものとしている。これからもわかるように、一つの水系に異なる種類の河川は存在しないことになっている。つまり、河川の管理は、水系ごとに一貫した管理思想に基づいて行なわれるべきものと考えられており、河川法の重要な柱である。一級河川の管理者は、上にみたように建設大臣であるが、これは原則であり、建設大臣が指定した区間（指定区間）については、特別に重要な事務を除いて都道府県知事に管理を委任している。また、指定区間外についても、一部を除いて、その管理を地方建設局長らに委任している。

c) 河川区域

河川法に基づく管理は、原則として、河川区域内において行なわれるものである。旧河川法では「河川ノ区域ハ地方行政庁ノ認定スル所ニ依ル」として、いわゆる認定主義をとっていたが、現行法では、社会通念として明らかに河状を呈していると認められる部分と、河川管理施設（ダム・堤防・護岸等、河川の流水によって生ずる公利を増進し、または公害を除却し、もしくは軽減する効用を有する施設）の敷地については、当然に河川区域とし、堤外の土地または堤外の土地に類する土地等で河状を呈している部分と一体として管理を行なう必要があるものについては、河川管理者の指定によって河川区域となるものとされている。河川区域内の土地についても、私権の存在は認められている。

d) 河川保全区域

河川管理権は河川区域内において作用するという原則に対する例外である。

河川管理者は、河岸または河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。保全区域内において、土地の形状の変更または土地の工作物の新築もしくは改築をしようとする場合には、原則として河川管理者の許可を受けなければならない。

e) 河川予定地

これも、河川管理権の河川区域外に及ぶ例外的な場合である。河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができ、河川予定地においては、河川保全区域におけると同様な行為規制が行なわれる。

f) 河川の使用

水泳・洗濯・魚釣り・散歩等のような行為は自由使用といい、河川管理者の許可を得ずに自由に行なえるが、河川管理に影響を与える行為については、河川管理者の許可を得なければならないことになっている。流水の占用、土地の占用、土石等の採取、工作物の新築、土地の掘削等である。実際に河川を使用してある事業を行なうためには、これらの許可を合わせて受ける必要があるため、そのような場合には、原則として同時申請、同時処分とすることとされている。

2. 砂防行政法規

(1) 砂 防 法

a) 総 説

わが国の河川は、一般的に流路が短く、勾配は急であるが、これは、3000 m 級の脊梁山脈から太平洋・日本海に注ぎ込む地理的特性からくるものである。

このような特性の一面として、上流水源山地の崩壊土砂が急流、とくに洪水時の激流と同時に、土石流または山津波となり、土砂・岩石・樹木が洪水とともに、かゆ状の混流をなし、侵食と破壊をもたらしている。

元来、資産人口の半分以上が集中している沖積平野は、これらの山地崩壊土砂が流出して堆積し形成されたものであり、河川上流における扇状地も同様な過程を経て形成せられたのであるが、災害を受け易いこれらの土地に対しても、土砂害の防止対策を講ずることにより、その被害を最小限度にとどめ、土地の利用価値を高める必要がある。

かつて、鉄道が発達するまで河川が舟運に用いられたところは、航路維持のため、埋積土砂の流入を防止するよう植林・伐採禁止・山腹砂防が行なわれたが、排水防衛を中心とする高水対策が明治 19 年以来行なわれること

となり、河川行政の基調となるに及び堤防の延長とあわせ、土砂流出防止のための砂防ダムを上流河川に積極的に設置する方式が進められた。

このような砂防対策を規定する法令が砂防法（明治 30 年法 29 号）である。砂防法は治水のための土砂の崩壊流出の防止を作用とするものであり、河川法が、河川の流水によって生ずる公害を除却軽減するのに対し、流水に伴う土砂の流出によって生ずる公害の除却軽減を目的とする点で、両者は基本的に関連しているものであり、河川における水害の防止軽減の作用の一部を担っているものといえる。元来、砂防法は、旧河川法とほぼ同時に制定されたものであり、旧森林法とあわせて治水三法といわれた。今日、治山治水ということで三者は一体的に運用されているが、それはこのような理由に基づくものである。治水砂防行政は、河川行政の一環として内務省が担当したのに対し、森林行政は農林省が担当しており、山地における荒廃林地復旧事業は、治水砂防行政と密接な関連を持ちながら、森林の維持造成を主目的とする林業行政の一環として行なってきた。このため、両者は、実際には権限競合の事例を生じ、折にふれ、計画および実施の各面について調整措置がとられてきたのである。

b) 砂防法のしくみ

① 砂防設備とは、建設大臣の指定した土地において治水上砂防のため施設するものであり、砂防工事とは砂防設備のために施行する作業をいう。

② 砂防設備を要する土地または砂防法により、治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地は、建設大臣が官報に告示して指定する。この指定がなされると、施設・工作物の新築改築、竹木の伐採等を行なおうとする場合には、知事または建設大臣の許可を要する。

③ 砂防指定地において、砂防工事を施行し、砂防設備を維持管理し、一定の行為の禁止制限をはかり、それを監視することは、第一義的には知事の責任である。

④ 砂防工事は、原則としては知事が、他府県の利益保全・工事至難・工費至大のときは、建設大臣が施行する。

(2) 地すべり防止法

a) 総 説

わが国土は急峻で、37 万 km² のうち、平地部は台地を含め 10 万 km² 程度で、大部分は山地をなしている。

このため、地下水面の滑動による大規模な地すべり活動がみられ、とくに新潟・徳島・長野・富山・長崎などに地質上集中的に発生している。これらの山間地は、地下水が豊富であるため、農耕にも適しており、滑落をつげながらも多数の人家が集中し集落を形成している例が多く、地すべり防止対策を推進して、国土の保全と民

生の安定に資する必要がある。地すべり現象は、一種の土砂害であるが、特殊な対策を必要とするので、砂防法の特例法として、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）が制定せられた。この法律は、地すべり防止とあわせて、長崎・福岡・佐賀などの炭鉱地帯に多い石炭・亜炭の捨石集積場（ぼた山）の崩壊による被害を防止するため、ぼた山崩壊防止対策についても規定している。

b) 地すべり等防止法のしくみ

本法は、昭和 32 年の各地の地すべりおよびぼた山災害を契機に制定せられ、地すべり防止区域の指定および地すべり防止のための総合的施策の実施を定めている。

① 地すべりしている区域または地すべりするおそれのきわめて大きい区域および地すべりを助長し誘発し、またはこれらのおそれのきわめて大きい隣接地域であって、公共の利害に密接な関連を有するものは、主務大臣が知事の意見を聞いて地すべり防止区域として指定することができる。ぼた山についても、同様にぼた山崩壊防止区域として指定することができる。

② 地すべり防止工事等の施行その他、地すべり防止区域等の管理は、知事が行なうのを原則とするが、工事規模が大きい場合などの場合には、主務大臣が直轄工事を行なうことができる。

③ 地すべり防止区域等では、地すべり等を誘発助長するおそれのある有害行為は制限され、一定の行為は知事の許可が必要である。

④ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事はその居住者に対し立退き指示ができる。

(3) 急傾斜地崩壊防止法

a) 総 説

近年、地域的集中豪雨は、いわゆる自然がけの崩壊をひきおこし、都市周辺部の山地・丘陵地帯における家屋の埋没・倒壊・人命の損傷など悲惨な災害を多く発生せしめている。宅地造成に伴うがけ崩れは、人工的な災害であり、宅地造成等規制法による防災措置が行なわれているが、自然がけについても、急傾斜地崩壊防止をはかるため措置を講ずる必要がある。このため、昭和 44 年法第 57 号で本法が制定せられた。

急傾斜地崩壊も土砂害の一種であり、主として降雨による地下水・地表水の浸透による崩落が原因であるが、河川と直接関係のない場合でも居住者の生命の保護の見地から必要な措置を講ずることとなるのである。

b) 急傾斜地崩壊防止法のしくみ

適住地が不足し高度の土地利用が必要な地域では、急傾斜地の周辺土地を利用せざるを得ない場合もあり、必要に応じ、周辺土地の利用を規制し、または積極的な防災

措置を施して土地利用の可能性を拡大する必要がある。

このような措置は、既存法令においても、道路・宅地造成規制・砂防・地すべり・治山・建築基準法等で副次的に行なわれてきたのであるが、これらの法令の適用されない、いわゆる一般がけを対象とし、また、他法令の適用されるものについても、もっぱら国民の生命保護に主眼を置き、必要な法規制を定めたのが、本法である。

① 急傾斜地とは、傾斜度 30° 以上の土地をいい、崩壊の原因は限定がない反面、人命の危害防止に本法の最大の特色がある。知事は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、または、これに隣接する土地のうち崩壊の助長誘発がないようにするため、行為制限をする必要がある土地を、急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

② 急傾斜地崩壊危険区域の土地の所有者らは、急傾斜地の崩壊が生じないように土地の維持管理につとめる必要があり、被害を受けるおそれのある者も、被害の除却軽減のため必要な措置を講ずるよう、つとめなければならない。

③ 急傾斜地崩壊危険区域においては、崩壊を助長するような一定の行為をなすには、知事の許可を要する。

④ 制限行為に伴う崩壊防止工事がなされていないか、またはきわめて不完全であるため急傾斜地の崩壊のおそれの著しいと認められる場合においては、知事は一定の条件のもとに、土地所有者らに対し崩壊防止工事の施行を命ずることができる。

⑤ 急傾斜地崩壊危険区域内における危険の著しい区域は、都道府県が建築基準法三十九条一項の災害危険区域に指定するものとし、必要な建築の禁止または制限をする。

3. 海岸行政法規

(1) 総 説

海岸は、河川と同様自然公物であるが、管理法制としては、港湾法・漁港法・森林法・砂防法・国有財産法等が適用されるほか、海岸法（昭和 31 年法 101 号）が津波・高潮・波浪その他、海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資するために制定せられたのである。海岸法の目的は、海水または地盤の変動に対する海岸の保全にある。

(2) 海岸法のしくみ

① 防護すべき海岸に係わる一定の区域について、知事が海岸保全区域を指定する。

② 海岸保全区域は、知事・市町村長・港湾管理者の長または漁港管理者の長のいずれかが管理する。国の機関委任事務である。

③ 海岸保全区域内で、土地を占有または土石の採取等を行なうには、海岸管理者の許可を受ける必要がある。

4. 公有水面行政法規

(1) 総 説

領海・河川・港湾・運河・湖沼・池・用農水路等は、直接公共の利用に供する流れおよび停水面で、公の水流および水面に属する。

領海・湖は、河川・海岸と同様、自然に構成せられた公共物であり、これらの土地または水面が自然に海湖等の形態をそなえることにより公共の用に供せられる。これらの公共物は、明治7年太政官布告第120号地所名称区別の規定により官有地第3種となしたことにより、土地が海湖等に編入せられたときに、国有となるとともに公共物となるものと考えられる。これに対し、沼池・農用水路は地所名称区別で、民有地第2種に属するものと

したことにより、国有地でない水面がありうる。

(2) 公有水面埋立法のしくみ

本法は、大正10年法律第57号で公布された。その目的とするところは、おおよそ次のようである。

① 公有水面とは、公共の用に供する水流・水面で、国の所有に属するものをいい、埋立とは、水面を陸地に変更することをいう。この場合、干拓も含まれる。

② 埋立を行なおうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。原則として、公有水面に権利を有する者の同意を得なければならない。

③ 埋立免許処分は、公有水面の公用廃止処分を前提としている。埋立免許権は、水面を埋立て、陸地を造成してその所有権を取得せしむる権利を付与するものであり、工事の竣功認可を条件として、造成土地の所有権を取得すべき財産権と考えられる。

④ 免許人は、指定期限内に着工竣功の義務を負うが、知事の竣功認可により、埋立人は、埋立地の所有権を取得する。

⑤ 免許なき埋立は違法ではあるが、知事が現状回復の必要がないと認めるときは埋立の追認ができる。

出版案内

ほかにも関係図書を多数とりそろえております。総合図書目録をご希望の方は、小社読者Q1-8係までご請求ください。直ちに送ります。



森北出版

東京・神田小川町3の10
Tel 03-292-2601(代)
振替：東京34757

特殊構造物 全2冊

工学博士 神谷貞吉 編

菊判 (I) ¥1,800 (II) ¥2,000

●土木学大成2・3

第I巻では水門・水圧鉄管・タンク・パイプライン・溶接を、第II巻では鉄塔・煙突・エレクション・鉄管ポール・海洋構造物をとり上げ、これらの構造物を構造工学の立場に立って強度的にさらには経済的にも目的にかなうような設計・施工の方法を詳細に解明した。

埋設管設計法

工学博士 原田千三 編

A5判 / 204頁 ¥1,400

流体物を目的地に輸送する手段としての管路は、多くの利点を持つ反面、技術的には問題点がある。本書はとりわけ地下管路——埋設管の設計法を述べたわが国での初の成書である。巻末には“鉄筋コンクリート管敷設工事実施例”をつけ、読者の便宜をはかった。

フローリンの土質力学 全3巻

工学博士 赤井浩一 監修
理学博士 大草重康 訳編

A5判 (I) ¥2,000 (II) ¥1,800 (III) ¥1,800

土質力学の世界的な理論家 B. A. フローリンの労作の日本語完訳版である。彼はゲルセバノフ理論を継承し、創造的に発展させ、その学問的成果を本全3巻中に系統的に展開させている。本書は、土関係の研究者・技術者にとりまたとない技術参考書といえよう。

全巻完結

電磁波測距儀

須田教明 著

A5 / ¥1,700

吊橋の振動解析

工博 猪瀬寧雄・工博 高田孝信 共訳

B5 / ¥3,000

構造力学

森北土木工学全書3

工博 伊藤 学 著

A5 / ¥1,400

応用弾性学

C. T. Wang原著 / 工博 猪瀬寧雄 訳

A5 / ¥2,500

新土木設計データブック 全2巻

工博 成瀬勝武ほか編

B5 / 上 ¥6,000・下 ¥6,500